

ロシア中央集権国家の形成と貴族階級

— B. B. コプリンの近業によせて —

栗生沢 猛 夫

はじめに

15～16世紀。ロシアでは封建的分立状態が克服されて、モスクワ大公国を中心とする統一国家が形成され、さらにその中央集権化がはかられんとしていた。この間の政治過程をめぐっては、これまでも実に多くの研究が公にされてきたが、長期にわたる研究史のなかでおおよそ次のような見方が通説と認められるようになった。すなわち、15～16世紀のロシア国家は、進歩的な士族層 **дворянство** に依拠した専制権力の、反動的貴族層 **боярство** に対する執拗かつ激烈な闘争のなかで創建され、強化された、というものである。

この見方が研究史上どのように提起され、また補強されてきたかはともかくとして、貴族層を国家の統一と強力な中央権力に反対する反動的勢力とし、これを支持する進歩的士族層に対立させる構図は、中等学校や大学教科書から各種の概説書や専門研究書にいたる歴史書に広く見られるようになったり。

ところでこの見方に批判がなかったわけではない。たとえば30～40年代に封建的土地所有を政治史との関わりの中なかで考察し、幾多の重要な業績をあげたソヴェトの歴史家 **С. Б. Весееровский** は、ただの一度も貴族層の中央集権化に対する闘争という構想を採用したことはなかった。彼はとくにこの構

1) すでに **К. Д. Кавьерин** や **С. М. Соловьев** すら「国家学派」によって提唱され、**С. Ф. Платонов** や **Н. П. Павлов-Сиривянский** によって補強されてソヴェト史学にも入りこんだこのテーゼとその問題性については、さしあたり、**А. А. Зимин**, **О политических предпосылках возникновения Русского абсолютизма**, в кн.: **Абсолютизм в России**, М., 1964, стр. 18-49 を参照のこと。

想を正面から批判したわけではなかったが、モスクワの貴族層を国内統一をめざす大公権力の支柱とみたのであった²⁾。なるほどヴェセロフスキーはソヴェト史家のなかでも特異な立場に立つ研究者であった³⁾。だが彼に見られる如き批判的立場は、その後の研究者——Л. В. Челепнин, А. А. Зимин, Н. Е. Нортфなどソヴェト中世史学を代表する歴史家——にも見られるようになって⁴⁾。それだけではない。А. М. Сэрхаров, Ю. Г. Алексеев, А. И. Копапневなども、部分的ながら通説に疑義を表明するようになって⁵⁾。

かくして、貴族層の性格、その政治的役割、経済的基盤等々の諸問題を中心とする15~16世紀ロシア政治史の再検討の必要性が、ソヴェト史家の間で広く認識されてきているといえるが、これまで上に示した構想そのものを考察の対象とし、これを詳細に検討した研究は、ジミンの実証的諸研究⁶⁾を除けば、存在しなかった。このたび出版された В. Б. Кобринの著書『中世ロシアにおける権力と所有 (15~16世紀)』⁷⁾はまさにこのような課題を果たそうとする

2) たとえば С. В. Веселовский, Исследования по истории класса служилых землевладельцев, М., 1969, стр. 465-479.

3) см. Л. В. Черепнин, Степан Борисович Веселовский (Творческий путь). в кн.: История и Генеалогия. С. В. Веселовский и проблемы историко-генеалогических исследований. М., 1977. стр. 9-41. とくに23-24.

4) 拙稿『「ツァリーズム」成立期における国家権力と都市民』、『ロシア史研究』No. 41 (1985) 3頁を参照されたい。

5) А. М. Сахаров, Образование и развитие Российского государства в XIV-XVII вв. М., 1969, стр. 91 сл.; Ю. Г. Алексеев, А. И. Копанев, Развитие поместной системы в XVI в. в кн.: Дворянство и крепостной строй России XVI-XVIII вв. М., 1975, стр. 57-69.

6) とくに А. А. Зимин, Опричина Ивана Грозного, М., 1964. ジミンは本稿で問題とする点について、その Реформы Ивана Грозного, М., 1960 までは伝統的立場 (「妥協説」) に立っており、その後自己の立場を変えている。この間の推移についてはコブリンの近著 (注7) の10頁, 80-81頁のほか、さしあたり、В. Б. Кобрин, Новейшие труды о процессе централизации Русского государства, в кн.: Россия на путях централизации, Сб. статей, М., 1982, стр. 265-269を参照されたい。

7) В. Б. Кобрин, Власть и собственность в средневековой России (XV-XVI вв.) М., 1985, 278 стр. 以下に本書の目次を記しておく。序論; 第一章, 共同体から所領へ; 第二章, 単一国家のなかで; 第三章, 「封地保有者が封地保有者にたい

ものである。

1

反動的貴族対進歩的士族と専制の同盟という捉え方の再検討——これが本書の課題であった。本書の大きな特徴は、書名にも暗示されているように、これを封建的土地所有の変遷とその性格の分析を通して果たそうとする点にある。というのも著者には、上の構想に関して、「はたして貴族層には中央集権化に敵対する重大な経済的理由があったのだろうか」(3)という疑問があるからである。「敵対的社会的社会・政治構造を規定する主要な要因は支配と隷属の関係である。まさにそれゆえにこそ権力と所有、国家と支配階級の経済状態との関連が各時代にとって主要な問題となる。」(3)このように考える著者が、貴族層を反専制にむかわしめる経済的必然性があったかどうかを問うのも、当然と言える。貴族層はその経済的基盤(所有)の性格からして必然的に反中央集権、反専制であったのか、というのである。この疑問に答えるために著者は封建階級、とくに貴族層を中心とする勤務人階級の土地所有——その規模、性格、地理的分布、所有権の範囲等——を分析しようとする。封建的土地所有を「政治史研究の手段」(4)と著者は考えているのである。

ところで本書の検討に入る前に、貴族層と士族層とを対立させる上記の構想について、さらに一步ふみこんでその内容を見ておこう。

この構想によれば、貴族は、政治的にはモスクワ君主権の強化、中央集権化に反対し、封建的分権主義の立場に立つ。このような立場は、モスクワ国家の強化・拡大がとりもなおさずロシア国家の強化・拡大を意味するような時代にあっては、反動的であった。彼らの反動性が最もあらわになったのはイヴァン雷帝の幼少期、いわゆる「貴族支配期」であった。彼らは社会的には支配階級のなかでも最上位を占める階層であった。なかでも有爵貴族 **титулованные**

し訴訟をおこすとき；第四章、オプリーチニナが侵害しなかったもの；第五章、「土地をめぐる裁き」；第六章、貴族と士族の闘争——神話？それとも現実？；結語。

なお以下に本書を引用(また本書に言及)する場合はページ数のみを記す。引用文中のカッコは特に断わらない限り原文のものである。

бояре とよばれる諸公家出身の貴族は、その家門の古さを誇りにして大公権に対立した。彼らはまた国家の要職を独占していた。経済的には彼らは「世襲領主」**ВОТЧИННИКИ** であり、広大な所領（「世襲領」**ВОТЧИНА**）⁸⁾に依拠しながら、自己の封建的諸特権防衛のためにあらゆる手を尽した。

これにたいし、士族はモスクワ大公権を支持し、ロシア国家の強化と拡大の大義に仕える進歩的階層であった。彼らは社会的には下層民の出身であることが多かったが、君主から封地 **ПОМЕСТЬЕ** を与えられて封地保有者 **ПОМЕЩИКИ** となり、彼に忠実に仕えた。

一方モスクワ政府は士族の助力を得て積極的に対貴族闘争を遂行した。15世紀末から16世紀にかけての重要な政策や立法は、すべて反貴族的、親士族的な傾向性をもつものと理解できる。たとえば16世紀40年代末～50年代の諸改革がそうである。И. И. スミルノーフが主張する如く徹頭徹尾親士族的改革ではなかったかもしれない。むしろ士族と貴族双方の利害をはかったとする、いわゆる「妥協」説の立場の方が現実に近いのかもしれない⁹⁾。だがこの時の「妥協」も民衆蜂起等の緊急事態の結果によるものであって、基本的動向としてはモスクワ君主権の反貴族的傾向には疑いがない。この傾向が最大限に発揮されたのがオプリーチナ体制（1565—1572）であった。それは貴族層の壊滅をねらったイヴァン四世の自覚的政策であり、七年にわたるこの体制下で貴族層は政治的・経済的勢力としてはほぼ解体された。モスクワ専制体制はここに確立した。

ところで貴族と士族があらゆる面で対立的であったのと同様、「世襲領」（及び「世襲領主」と封地（及び封地保有者）もあらゆる面で異なっていた。「世襲領」はまず大所領で、世襲することができ（**НАСЛЕДСТВЕННОСТЬ**）、従ってまた寄進し、売却することができるなど領主に処分権があった。またそれは

8) 本稿では **ВОТЧИНА (ВОТЧИННИКИ)** を所領（領主）と訳すかヴォッチナ（ヴォッチナ所有者）とする。一般的には本文に記したように訳される。

9) これについては、鳥山成人「イヴァン四世の改革の性格——1550年の **Судебник** 85条の解釈をめぐって——」（Ⅰ）、（Ⅱ）『スラヴ研究』5（1961）、6（1962）を参照のこと。

国家・君主への勤務を条件づけられていなかった。これにたいし封地は小規模で、勤務を条件に一代限りで貸与されたものであり、従って世襲はできず、保有者に処分権はなかった。また15～16世紀、貨幣経済が次第に発達してくると、保守的な「世襲領主」＝大封建領主の経済活動は漸次危機に陥いつたのにたいし、進取的な封地保有者はこれを巧みに利用して、経済的に優位な立場に立つようになった。

貴族対士族という構想はおよそ以上の如き内容をもつものである。本書の著者が批判的に検討しようとするのも以上の諸点に関わる。すでに記した如く、通説批判の狼煙は早くからあがっていた。著者もおそらく60年代初めから通説にたいして批判的な立場をとり始め¹⁰⁾、その後も彼の師であった A. A. ジミーンと共にその見解を深化させてきた。本書はその意味で、これまでの15～16世紀政治史研究を批判する著者自身の総決算の書とすることができる。以下にその内容を順を追って見ていくことにしよう。

10) たとえば彼の *Укрепление Русского централизованного государства во второй половине XVI в.: Преподавание истории в школе*, №. 5. М., 1960, стр. 36-47 ではオプリーチニナに関して全体としてまだ通説の立場に立っている（これは学校教育との関係からかもしれない）。同年の *Вопросы Истории*, №. 1. стр. 151-158 の И. И. Смирнов の大著 (*Очерки политической истории Русского государства 30-50 годов XVI века*, М.-Л., 1958) に対する書評では、ヴォッチナ所有者と封地保有者を対立させることに反対するなどやや通説見直しの傾向を見せているが、全体としてはいわゆる「妥協」説の立場をとっており、通説の枠組のうちにいると云ってよい。「妥協」説も貴族対士族という枠組を前提としているからである。他方彼の *Социальный состав опричного двора Ивана Грозного*, в: *Археографический ежегодник за 1959 год*. М., 1960, стр. 16-91 及び *социальный состав опричного двора. Автореферат Диссертации на соискание Кандидата*, М., 1961. はオプリーチニキ約 300名の社会的構成を丹念に調べ、オプリーチニナ指導者の出身階層がゼームシチナのそれに比しやや劣るとしても、その相違を過大評価してはならないことを説き、オプリーチニキの社会的構成のいわゆる「民主的性格」を否定した。ここでは彼は通説批判の方向へ明らかに一歩ふみ出している。

2

第一章は北東ルーシの貴族層がもつ特徴を明らかにすることにあてられている。問題の核心は貴族の公権力との関係である。著者はこれを貴族所領 *боярская вотчина* が形成される様相を分析することにより果たそうとする。

著者はまず、ロシアにおいて共同体的土地所有制がいつ崩れ、私的所有制に移行したかを明らかにしようとする。言うまでもなく、貴族所領に先立ってまず諸公領（「村々」 *села*）が成立したわけであるが¹¹⁾、はたして貴族領はそれに引き続きすぐに形成されたのかどうかという問題である。著者によれば、後にロシア統一国家が形成されることになる北東ルーシでは、貴族領の形成はキエフ地方や北西ルーシの場合より遅れた。ロストフ・ウラジーミル地方では12世紀中葉から知られているが、モスクワを含むウラジーミル以西の地方ではそれよりも遅かった。それが13世紀初頭まで（すなわちバトゥ軍侵入以前）に成立していたかどうかは明らかではない。だがかりにそうであったとしても、13世紀30年代末のバトゥ軍の侵入は防衛戦の前面に立った貴族階級を壊滅させ、わずかに発展し始めていたであろう貴族所領の大部分を粉碎しつくしたであろう。それゆえ北東ルーシの貴族所領は事実上13世紀後半に成立したといつてよい。

北東ルーシにおける貴族領のその後の発展のテンポも極めて緩慢であった。それは数も少なく、規模も小さかった。圧倒的に自然経済的な条件下では貴族らは自己の必要の充足を越えて、市場むけ生産を考えることはなく、彼らの所領は一種の「副次的経済」(41)にとどまっていた。大所領はこの段階では不要であった。もちろん貴族所領は少しずつ発展して行ったが、基本的にはこのような状態が15世紀後半まで続く。北東ルーシではこの頃になっても国有地農民の保有地の方が貴族所領に優っていた。加うるにまだこの時期には森林がうっ

11) さしあたり O. M. Рапов, *Княжеские владения на Руси в X-первой половине XIII в. М., 1977* を参照。

蒼と茂っていた。貴族領も、それを上回る農民保有地も森林の大海のなかで、開墾に悪戦苦闘していたのであった。

北東ルーシにおける貴族領の発展の緩慢さは貴族階級そのものの未成熟を暗示しているように思われるが、この点でより興味深いのは、貴族領成立の道をめぐる問題である。この点について研究者の見解は分れている。Ю. Г. АлекseevやЛ. В. Черепнинは、原始共同体内の階層分化の結果、漸次小領主が形成されていったとし、いわば「下から」の道の重要性を説いている¹²⁾。著者によれば、この説の弱点は、それが論理的に構築されるのみで史料の裏付けを欠いていることである。これにたいし「上から」の道、すなわち諸公による領地の一部の下賜という方式の例は史料的に十分に裏付けられている。それゆえ著者はС. В. Юшков¹³⁾とともに「上から」の道を主要な方式であったと考えている。（「北東ルーシにおける大所領の形成の主たる道は……公からの下賜であった。」(44)）

著者によれば、大所領の形成、すなわち封建化のこの二つの道をめぐる問題は、公権力と他の封建階級＝土地所有者の関係をめぐる問題にとって極めて重要である。北東ルーシで封建化が「上から」行われたということは、この地方での公権力がキエフ地方の場合と比較して、最初から相対的により強力であったことを示しているからである。同時にそれは貴族の土地との結びつきを弱くし、逆に彼らを公権力に強く従属せしめたのであった。キエフ時代にあっては諸公は自己の親兵と重要な案件について常に「協議」し、後者の同意なしには遠征に立つこともなかった。遠く離れたロストフ・スーズダリの地では、ドニエプル地方からやってきた諸公は初めからはるかに大きな権力をふるうことができた。ここでは親兵は初めから公の奉公人の地位にあったのであった¹⁴⁾。

12) Ю. Г. Алексеев, *Аграрная и социальная история Северо-Восточной Руси XV-XVI вв. Переяславский уезд*. М.-Л., 1966, стр. 48, 51-52; Л. В. Черепнин, *Вотчинное право на Руси XIV-XV вв.* в кн.: *Проблемы социально-экономической истории России*. М., 1971, стр. 13-16.

13) С. В. Юшков, *Очерки по истории Феодализма в Киевской Руси*. М.-Л., 1939, стр. 244-247.

14) 14—15世紀ロシア貴族の領地との結びつきが弱かったことは、С. М. Соловьёв

3

第二章の課題は、モスクワ大公国によるロシア統一事業の最中に、独立を失った諸公とその一族及び子孫 *княжата* の地位がどのように変化したのかを明らかにすることである。これらの諸公はその後漸次モスクワ貴族階級の一員となっていくのであるが、彼らがモスクワ国内で反中央集権的勢力となったのかどうか、問題の核心である。著者はここでも諸公の旧領土（領地）の性格の変化を追うなかで、以上の問題に答えんとしている。

さてモスクワによる統一事業とそれに続く中央集権化は一朝にしてはなつたわけではない。「全ルーシの君主」と並んで旧独立諸公も一定の権力を保持していた。権力のこの分散性は土地所有の分散性と階層性に対応している。それゆえモスクワ君主にとって、領地に対する諸公の特別な権限を通常の領主権に変え、それによってすでにモスクワ大公の家臣 *вассалы* となっていた彼らを、さらに臣下 *подданные* の地位へと落としめることが重要課題となった。

ところで諸公国の独立喪失の道が多様であったように、諸公のその後の運命も様ではなかった。リトワ大公国へと去った最後のトヴェーリ大公やリャザン大公の例もあるが、ほとんどの諸公はモスクワ大公に仕え、やがて全ロシア封建階級の上層を構成するようになった。すなわちすでに14世紀にペロゼルスク、オボレンスク、スタロドゥブ諸公が、またスーズダリ・ニジェゴロド諸公の子孫（シュイスキー家など）、さらに大人数を擁するヤロスラヴリ、ロスト

フによれば、彼らの姓（名字）の特殊な形成のされ方にも現れている。すなわち、ロシア貴族家系の大部分は、所領名からではなく、父方の先祖からその姓を得ている。他方フランスやドイツの貴族はその領地（城）の名より得ていた（*de...* や *von...*）。ポーランドでは所領名に発する *-ski* が一般的である。ロシアにも同様の形 *-ский* があるが、コプリンによれば、15—16世紀にはこれは比較的稀であった。см. С. М. Соловьев, *История России с древнейших времен*, кн. III, М., 1963, стр. 705-706; В. Б. Кобрин, *Генеалогия и Антропонимика (по русским материалам XV-XVI вв.)*, в кн.: *История и Генеалогия*, стр. 98 сл. 著者は以上の如き観点から、王権に対抗した西欧の貴族やポーランドのマグナートと比較できるのはロシアの貴族ではなく、(分領)諸公であると考えている。この観点は彼のオプリーチニナ観にも影響を与えている(後述)。

フ諸公、またチェルニゴフ諸公の末裔（オドエーフスキー、ヴォロトゥイスキー、モサーリスキー、メゼーツキー各公家）がモスクワに仕えるようになっていた。だがこれらの諸公と以前からモスクワに仕えていた譜代のモスクワ貴族との融合の過程は一樣ではなかった。ある諸公は長期にわたって諸公特権を部分的ながら維持し続けたのにたいし、別の諸公は急速にそれを失い、一介の領主層に転落していったのであった。

諸公特権がモスクワ支配下であっていかなる変質を蒙ったのかを検討するに際し、著者が採用した方法は興味深い。彼によればこの点を解明するための直接的史料は存在しない。そこで間接的史料による以外にない。それは諸公が発した寄進文書である。修道院は諸公から小地主にいたる諸領主から盛んに寄進をうけた。その際領主側から寄進文書が出されたのであるが、それは独立性を維持している諸公のものとはそれ以外の領主のものとは当然異なる性質をもっていた。前者は恵与状 *жалованная грамота* を発し、後者は単なる贈与状 *данная грамота* を与えた。両文書は形式的に明確に区別されていた。前者はいわば国家権力の発動による公的な文書で、発布者（諸公）は土地を恵与ないし下賜する。他方後者は基本的には私人間の契約ないし取引文書で、必ず「証人」による確認をとまう。

恵与状により諸公は若干の「インムニテート」特権——領民にたいする裁判権、租税の（一部の）免除等——を与えることができた。言うまでもなく特権の下賜は、下賜する側にそれを自由に処分する権限のあることを前提としている。かくして恵与状の存在を通してわれわれは、諸公がかつて享受していた統治権の一部を保持していたことを知りうるし、彼らが下賜した「インムニテート」特権の性格から、彼らが保持していた権限の範囲を推定しうるのである。

以上の如き予備考察の後、著者は北東ルーシの主な諸公家の公権 *княжеские права*（ないし主権 *суверенные права* また公特権 *княжеские привилегии*）の変質の様相を描き出そうとする。それによると最も早く、また短期間に自己の公権に制限を受け、モスクワ大公の家臣となったのは、スーズダリ・ニジェゴロド諸公とオボレンスク諸公であった。両者ともに15世紀中頃にはすでに自

己の公権をほとんど完全に喪失していた。これにたいしヤロスラヴリ諸公、スタロドゥブ諸公は比較的長期にわたってその公権を維持していた。またペロオーゼロ諸公は15世紀にはその公権の相当部分を奪われたが、完全に失ったわけではなかった。ロストフ諸公は15世紀中頃には故地における領地をほとんど奪われ、1474年以後は公権も失ったが、その代償に故地以外の各地方に広大な所領を得ていた。

最も長期にわたってその公権を維持していたのはオカ川上流域地方の諸公（オドエーフスキー家等）である。この地方の諸小公国はモスクワとリトワ兩大公国の国境地帯にあったために、諸公は14～15世紀の間、あるいはリトワに、あるいはモスクワに仕え、その特権を維持しやすかったのである。15～16世紀になると彼らは次第にモスクワに引きつけられて行くが、それはあくまでも「勤務公」 *служилые князья* としてであった。すなわち家臣となっても、その主権を保持したままで勤務したのであった。彼らは16世紀中葉になってもまだ自己の裁判権、軍隊を有し、いくつかの都市には代官を配していた。それゆえこの時にいたるまで彼らは大公の「貴族会議」のなかには入らず（つまり貴族とはならず）、一定の自立性を保っていたのである。

かくしてモスクワによる諸公特権の剝奪は時には一世紀以上もかかる長期的事業であった。その道も当然様々であった。ある場合には、それは旧公権のモスクワ大公への直接的移行という形をとった。だがそれに劣らず重要だったのは漸進的な道であった。すなわち諸公は漸次その特権を失い、大公の貴族会議に入り、軍司令官として勤務し、司法案件を処理するようになった。この場合彼らの多くは故地とのつながりを、全面的にはないにせよ、断たれ、モスクワ国家の全域で勤務についた。それゆえ多かれ少なかれ故地における父祖伝来の領地 *родовые княжеские вотчины* を奪われ、代わりに他地方に所領を得るようになった。

諸公が新たな領地（ヴォッチナと封地）を手に入れる方法は様々であった。大公相手の交換、購入もあれば、モスクワ貴族家門との婚姻関係による婚資として獲得する場合もあった。また公への勤務が各地方で所領を得ることを可能

にしたことは当然だが、モスクワの分領諸公（モスクワ大公の親族）への勤務もまた新所領をもたらした。重要なのは、彼らが獲得した新所領は法的にはもはやこれまでの公領（分領ないし半ば分領）と同じではなく、単なる所領にすぎぬことであった。この旧公領と新所領との融合の過程は、依然として諸公の手中に残っていた父祖伝来の領地——彼らはそこでは主権者としてふるまっていた——の地位にも影響を与えた。それらも新所領と同様の通常の貴族所領となっていくたのである。

かくして「国家の中央集権化は、新たな全国的諸機関の創設や専制の強化のみならず、諸地方間の差異の漸進的解消と支配的封建領主層の移住と融合という形においても、行われた。」(68) 諸公の貴族化が中央集権化の一結果であったのである¹⁵⁾。

16世紀中葉のモスクワ政府の一連の土地政策もこのような推移のなかで理解されなければならない。1551年5月11日政府は有名な土地に関する布告を發布した¹⁶⁾。これはトヴェーリなど若干の地方の領主に君主の許可なくして所領を他地方出身者に売却することを禁じ、さらにスーズダリ、ヤロスラヴリ、スタロドゥブ諸公に所領を修道院に寄進したり、「相統権者」*вотчик* 以外の者に売却することを禁じたものである。この布告についてはすでによく知られて

15) 著者によれば、「公」*князь* の語義がこの頃変化したのも以上の動きと関係する。かつてそれは独立（あるいは半ば独立）公国の支配者のみをさした。それは称号であり、役職であった。だが今や「公」は公国を失い、それゆえ称号としての意味も失った。16—17世紀に一般化した「貴族公」*боярин князь* という結合は15世紀初頭までは考えられなかった。15世紀中葉からこれが変わった。諸公は「公」でありながら、貴族会議のメンバーとなった。「公」は単なる尊称となった。それは貴族や侍従 *окольный* などと比較して実体のない肩書となった。

16) ストグラフの一部（第101章）。テキストについては鳥山前掲論文（Ⅱ）6—7頁を参照。最近刊行された *Российское законодательство X-XX веков, т. II. = Законодательство периода образования и укрепления Русского централизованного государства. М., 1985. стр. 376-378* にもテキストは含まれている。ここでは以下に問題となる *〈мимо вотчик〉* の句は *〈мимо вотчин〉* となっており（異文の箇所 *вотчик* が示される）問題の複雑さがうかがわれる。

いるので¹⁷⁾詳述しないが、古くからそれが諸公・貴族の経済的基盤を破壊しようとしたものとする理解が一般的であった。

だが著者によると、この見解は一つの論証されない仮定から出発している。それは所領処分権の制限は反領主的新立法だとする点である。すでにC. B. ロジェストヴェンスキーがこのような見方に対立する見解を表明し、その後も各種の批判が相ついでが¹⁸⁾、著者も批判的立場に立つ。それによると、トヴェーリ等の領主にたいする禁止は、モスクワ政府がかつて諸地方の併合をスムーズに行うために取った領主保護の政策の延長線上にある。従ってそれは領主権の制限であるよりは、むしろ彼らの特権（「旧習」）の保護をはかったものであった。スーズダリ等の諸公にたいする禁止も同様「保守的性格」を有している。それは個々の公による所領処分権に制限を加えることにより、一族全体の所有権を保護しようとしている。それゆえそれは分領制期に遡る一種独特の公団体 *княжеские корпорации* の利益を防衛しているという¹⁹⁾。

以上本章の叙述をまとめよう。

統一国家の形成に際して、モスクワ政府は各地の諸公や封建領主をまず家臣に、ついで臣民に変えてしまおうとした。諸公や他の支配階級諸グループはモスクワの支配下で漸次融合し、単一の全ロシア的封建階級を形成した。だがモスクワ政府のこの政策は決して一直線に行われたわけではなかった。それを首尾一貫して反諸公・反貴族的とする見解は現実を正しく見ていない。確かに政府は大規模な所領没収や強制移住、軍事的懲罰や処刑という手段を用いた。だがそれだけではうまく行かなかった。時には政府は効果的に中央集権化をはか

17) 鳥山論文（Ⅱ），6頁以下。

18) 研究者名のみを記そう。B. O. クリュチェフスキー。C. B. ヴェセルーフスキー、B. A. ロマーノフ、H. E. ノーツフ、A. A. ジミーン、B. H. フロリヤらである。

19) 著者はこの布告との関連で、さらに「選抜会議」政府の性格について言及する（80-81）。著者はA. A. ジミーンとともに今やその「妥協」説的理解を放棄し、それを世紀中葉の激しい民衆運動の前にして支配階級の強化をはかった「支配階級統治の政府」とみた。これは一見して「妥協」説的解釈にみえるが、注意しなければならないのは、著者の「支配階級」とは諸公や貴族等の従来からの支配階級をさすのであって、いわゆる士族層は含まれない、ということである。

るため、諸公やその家臣に特権を与え、甘い約束を与えねばならなかった。政府は彼らの所領を安堵し、統一国家全域にわたる「勤務人＝領主団体」*служило-землевладельческие корпорации* の創設を保証した。かくして多くの地方の諸公やトヴェーリ、リャザン、ペロオーゼロの領主階級は16世紀中葉にいたるまでその故地における自己の所領にたいする特別の権利を保持した。確かに政府はこのような譲歩策によって、分領制期の遺制の存続に力を貸すことになった。だがまさにそのことによって広範な諸公・封建階級の統一国家への支持・協力を取りつけることに成功した。それは少なくとも初期の段階で中央集権化を効果的に押し進めることのできた一因であった。

4

第三章は新しいタイプの封建的土地所有（封地）の成立をめぐる諸問題の検討にあてられる。問題の核心は、それが従来からのヴォッチナと対立するものであったのかどうか、封地制度の成立の歴史的意味は何であったのか、にある。

最初の問題は所領と封地の相違についてである。両者を対立的なものとする立場（既述）にたいしては、すでにA. A. ジミンが、所領も相当程度条件付であったこと、所領と封地の境界は越えられないものではなかったことを指摘したが²⁰⁾、著者はさらに一步進んで、両者を対立させることのみならず、そもそも封建階級をヴォッチナ所有者と封地保有者の二つのカテゴリーに分けることが問題だと考えている。

まず著者によれば、同一人物が所領と封地を所有している例が数多くある。ヴォッチナ所有者と封地保有者は重なりえたのである。

両タイプの土地を世襲的か否かで区別することも困難である。一般に16世紀後半ないし17世紀前半から両タイプの領地の融合が始まり、その過程は1649年

20) A. A. Зимин, Из истории поместного землевладения на Руси. Вопросы Истории, 1959, №. 11., стр 132-134. さらに Ю. Г. Алексеев, А. И. Корпаньеф, А. М. Сэр-Харовфなどがヴォッチナ所有者と封地保有者の対峙に反対している。

法令典で頂点に達し、1714年に完了したとされている²¹⁾。最近ノヴゴロドにおける封地研究に基づいて融合はすでに16世紀前半から始まっていることが指摘されているが、その場合でも封地がその制度の発展につれて初めて相続された、とする考え方は依然として変わっていない。ところが著者によれば、まさにこの点が論証されていないという。「史料は……封地がそもそもの初めから（すなわち15世紀末—16世紀初頭から——栗生沢注）（法的にはではないにせよ、少なくとも事実上は）世襲的であったことを示している」（93）と著者はみている。

勤務義務の有無も両者を区別する材料にはならない。著者によれば、この時期には封地保有者は言うまでもなく、「すべてのヴォッチナ所有者が、最小のそれを除いて、勤務していた」（101）からである²²⁾。

では両者の相違点は何であったのか。著者によれば主たる相違は、封地の場合、売却したり、抵当にいれたりまた修道院に寄進したり出来ないという点にあった。そしてこの点に著者は封地制度発生の主要原因を見ている。すなわち、15～16世紀モスクワ国家はその積極的な内外政策のため、従来に増して多数の兵力、勤務人階級を必要とするようになっていた。政府は彼らに土地を供給する責務があった。諸地方の統一・併合の結果、分与すべき土地の予備に不足はなかった。ただしそれを処分可能なヴォッチナとして分与したのでは、やがて修道院の手に渡ってしまう危険性があった²³⁾。かくして処分の出来ない封地として分与されたのであった。

21) さしあたり В. И. Буганов, А. А. Преображенский, Ю. А. Тихонов, *Эволюция Феодализма в России*, М., 1980, стр. 166 以下とくに169を参照。

22) 著者はさらに別の箇所、規模の点でも所領と封地の間に決定的な差異はなかったことを主張する（139-141, 209-210）。もちろん平均すれば所領の方が広がったのであるが。また所領が経営危機に陥っていたという通説も、著者によれば論証できないという（197-198）。これについては鳥山論文（Ⅱ）21頁、また鳥山成人『ロシア・東欧の国家と社会』、恒文社1985、121頁をも参照。

23) 統一完了後、封地用の土地予備の不足が解消されたとする見解は注目される。もしそうならイヴァン三世政府がわざわざ教会、修道院所領の国有化を企て（1503年）なくともよかった、と考えられるからである。もっとも著者はそう考えていないのだが。

ところで著者はここで、この時期の教会・修道院所領の増大が世俗封建所領を機

ところで封地となったのは具体的にはいかなる土地であったのだろうか。北西ルーシでは在地領主のヴォッチナが、また国の中央部では大公の御料地及びとくに国有地（農民保有地）が封地に転用された。封地は「大公の土地」であったことが、国有地の封地への転用を容易にした。ヴォッチナが封地の源泉となったのは、政府が所領没収を行い、大規模な強制移住をともなった地方（ノヴゴロド、プスコフ、スモレンスク等国境地方）だけであった。

次に封地制度の成立の時期について。一般的には、15世紀末段階においてはこの制度がもっぱらノヴゴロド的現象であったことが主張されているが²⁴⁾、著者は、その頃にはこれが全ルーシ的現象になっていたことを主張する。それによると、ノヴゴロドにおける封地制度の成立を主張する論者は、普通モスクワによる併合の際のそこにおける封地の大量分与のことを念頭においているが、彼らは、ノヴゴロドから他地方へ移住せしめられた者らも同様に、モスクワ国家の各地で封地を得ていたことには注意を払っていない、という。ノヴゴロドでは併合後1000人以上が所領を失った。そして彼らの大部分は中部・東部ロシアで封地を得ていたのである。とはいえ、この時期中央ロシアにおいて封地を得たのが、ノヴゴロド出身者だけではなかったことにも留意しなければならない。中央ロシアにおいてもこの制度は驚くほど急速に展開していたのである。

では新たに封地を得た人々（初期の封地保有者）はいかなる階層の出身者であったのだろうか。すでに示したように、通説では小勤務人からなる新たな社会層が封地保有者＝士族層として台頭してきた、と説かれていた。著者はこの見方の当否を確かめるために、15世紀末—16世紀前半の封地保有者の社会構成を分析する。とくにトヴェーリ地方とスモレンスク地方の東部諸郡（ヴァジマ、トロペツ）が分析対象に選ばれる。その結果は以下の如くである。

トヴェーリ郡の封地保有者のなかで最大のグループは諸公をはじめとする古くからのヴォッチナ所有者層であった。1539/40年以前に彼らが保有していた

牲にして行われたと考えている（104）が、この問題はより複雑である。さしあたり拙稿「ヨシフ・ヴォロツキヤの政治理論」（Ⅱ）、『スラヴ研究』17（1973）、216-217 ページ（注50）を参照のこと。

24) たとえば Алексеев/Копанев, Указ. соч. стр. 58.

封地は面積で全体の70%であった。他方小勤務人層が得ていたのは30%にすぎなかった²⁵⁾。しかも1539/40年になると前者の割合はさらに増し(80%)、封地保有者の社会構成に貴族化の傾向が強まったのである。

15世紀末から16世紀初頭にかけてリトワから奪取されたヴァジマ、トロベツ両郡においても同様、封地を受けたのは何よりもロシア国内の各地からやって来た古くからの勤務人層の家柄に属す者たちだった。

著者によると以上三地方の例は、多かれ少なかれロシア国家の他の地方にもあてはまる。大規模な移住やそれにとまなう封地の授与は、ノヴゴロドの場合におけると同様、当該地方にのみ関連したわけではなかった。新領主を送りこんだ諸地方にも大きな影響を与えた。封建階級の構成における地方的閉鎖性が漸次消え、ここでも全ロシア的封建階級の形成が促されたのである²⁶⁾。

かくして、封地制度成立の歴史的意味は「領主階級の新しい要員の創造にあるよりは、増加しつつある古くからの封建家門への土地の保障にあった。」(133)封地制度は軍事力強化と国家の発展のために創設された。だが16世紀前半までの段階では、まだ支配階級に新たな社会層をひき入れる必要はなく、旧門閥貴族層の経済条件を改善してやることで十分であった。政府は彼らをこそ国家の中核と考えていたのである。

この段階では封地と所領はまだ多くの点で似かよっていた。相違点は処分できるかどうかのみであった。だが16世紀後半になると両者の相違ははっきりしてくる。封地保有者の社会的構成に大変化がおき始めた。軍事力のさらなる強化と南西地方及びヴォルガ流域地方への領土の拡大が、旧門閥と何らの結びつ

25) 封地保有者の社会的構成を調べるのに、著者は各社会層が保有する封地面積を分析しようとしている。これは著者の主張する通り(119)、メリットもあるが、やはり各層の人数が分からなければ不十分である。

26) なお著者はこの段階では諸領主の移住が強制的ではなく(強制的であったのはノヴゴロド、ブスコフ、スモレンスクからの移住のみであった)、その点でオプリーチニナ期の移住とは異なることを指摘している。領主らを自発的に移住に促した原因はモスクワ国内における封建階級の員数の急速な増加や分割相続等による土地の目減りであった。良質な勤務人階級の確保をめざす大公政府の奨励のあったことは、もちろんである。

きもまたぬ、多数の新しい階層を支配階級にひきこんだ。彼らが漸次封地保有者の主流となった。

それゆえ少なくとも16世紀前半までは、封地保有者とヴォッチナ所有者を異なる社会的カテゴリーとみて対立させることは誤りである。同様に貴族層と士族層を対立させることも誤りである。前者がヴォッチナ所有者で後者が封地保有者であったわけではなかったからである。

5

貴族対士族という構想を唱える研究者たちが最も重視するのはオプリーチニナ体制である。この体制により雷帝は士族（オプリーチニキ）の助力を得て貴族に対する断乎たる闘いを挑み、これを粉碎したと説かれる。第四章はオプリーチニナの土地政策を検討するなかで、このような見方の是非を論ずる。

最初に著者はオプリーチニナ導入直前のロシアにおける土地所有状況を概観する。オプリーチニナの土地政策が客観的条件に照らし合わせてみて適切なものであったかどうかを判断することができるようにである。著者によると、当時封建的土地所有の形態は一樣ではなかった。分領公国が依然として存在していただけでなく、半ば分領公国的な所領、大小様々な所領、同様に多様な封地が（広大な教会・修道院領とともに）混在していた。既述の如く、傾向としては各種の所領は融合し、平均化が進んでいた。だがそれはあくまでも傾向であった。現実には分領制期の遺制としての土地所有形態の多様性が封建階級内部における社会的・地方的差異とともに温存されていた。勤務人・領主層の地方的諸団体も存在し続けた。

このような状況のなかで政府が遂行すべき土地政策の枠はおのずから定まっていた。「選抜会議」政府は、1551年5月11日の布告にみられるように、この枠内で合理的な政策を遂行した。著者によれば、このような自然の流れを中断せしめたのがオプリーチニナであった。

さてオプリーチニナを門閥貴族層（の広大な土地所有）粉碎のための手段とみる見方の核心にあるのは諸公・貴族のオプリーチニナ領からの追放と領地没

収というテーゼである。С. Ф. プラトノフに端を発し²⁷⁾、今日広く受け入れられているこのテーゼには、もちろん批判がないわけではない。すでに Г. Н. ビビコフが、オプリーチニナに編入されたのは諸公・貴族領の多い地方ではなく、むしろ中小封建領主の多い地方であったことを主張した²⁸⁾。著者もとくに Р. Г. スクリンニコフ (と В. И. コレツキー) の見解²⁹⁾を批判的に検討しながら、結局のところ上のテーゼを裏づける史料は何もないことを主張している。

ところでスクリンニコフはジミーン最大の批判者として、通説の再建を目ざした研究者であるが、分領制期の遺制の16世紀における体现者を諸公・貴族層全体と考えた。なかでも彼は最大の土地所有者であったスーズダリ諸公 (シューイスキー家など) の重要性を強調しながら、オプリーチニナの主たる矛先は彼らにむけられたと主張した。これにたいし著者は、この時期スーズダリ諸公の多くは (第二章で示されたように) すでに故地における所領を奪われていたこと、スーズダリ諸公に分離主義志向があったかどうかは論証されていないこと、彼らが最大の土地所有者であったかどうかは、他の諸公家の土地所有と丹念に比較して始めて主張できるものであること等を指摘して、彼の見解を斥けている。

スクリンニコフはさらに、1565年のカザン地方への大規模な追放刑をとくに重視し、それに伴う領地没収を「オプリーチニナ土地改革」とみなしたが、著者はスクリンニコフの誇るこの新説を根本的に批判している。たとえばスクリンニコフはカザン地方に封地を得ている諸公等をすべて (軍司令官以下カザン行政に従事している者も含めて) 流刑者と考えたが、著者は、わずか10

27) С. Ф. Платонов, Очерки по истории Смуты в Московском государстве XVI-XVII вв. Изд. Третье, СПб. 1910, стр. 147-150.

28) Г. Н. Бибиков, К вопросу о социальном составе опричников Ивана Грозного. Труды Государственного Исторического Музея, вып. XIV. 1941, стр. 5-28. さらに С. Б. Вещерофスキー, А. А. Жимин, С. М. Кантарофらもそれぞれの立場から批判を加えている。

29) とくにスクリンニコフの二著が重要である。Р. Г. Скрынников. Начало опричнины. Л. 1966; его же, Опричный террор. Л. 1969.

数年前に征服された地方に政治的に好ましくない諸人物を監視もつけずに多数送りこむことなど考えられないとして、カザン追放の規模に疑問を投げかける。また著者はスクリニンニコフの主張に反して、諸公のなかには流刑を免がれた者のいることを実例をあげて示している。この流刑が一年足らずで解除され、多くの者が帰還を許されたことに関するスクリニンニコフの説明も説得的でないという。

著者によれば、ほかならぬオプリーチニナが諸公・貴族領を粉碎したと考えることはできない。第二章に示されたように、すでにオプリーチニナ以前に諸公領と通常の所領との融合過程が進み、父祖伝来の諸公領の比重はますます低くなっていた。オプリーチニナ以前に自己の公領を失った諸公も多かった。さらに男系の子孫が絶えたことで没落した諸公も多かったのである。

他方諸公の土地所有自体はオプリーチニナ後もなくならなかった。諸公の所領は平均して他の封地階層のそれよりは大規模であり、諸公・門閥貴族は相変わらず支配的地位を占め続けた。「オプリーチニナはロシアの封建的土地所有の構造自体を破壊することはなかった」(158)のである。

ではオプリーチニナは何の影響も与えなかったのだろうか。もちろんそうではない。著者によれば、オプリーチニナは個々の諸公・貴族には深刻な打撃を与えた。それは諸公・貴族層の所領そのものを粉碎したわけではなかったが、支配階級内部での土地の再分配を促進した。そしてそのことが結果的に修道院領の拡大につながった。オプリーチニナ後、封地の比重が若干高まった可能性はある。ただこれをもっぱらオプリーチニナの結果とすることはできない。封地制度の発展は16世紀における全般的傾向であったからである。16世紀後半の封地制度の発展は、ヴォッチナを源泉にして行われたというよりは、南西地方及びヴォルガ流域地方における新領土の獲得の過程で行われたと考えるべきである。

かくして、著者にとってオプリーチニナとは反諸公・反貴族的傾向をもったものではありえず、ジミンが主張したように分領制の遺制に対してむけられたものであった。だが分領制の遺制との闘いは別の方法で行いえた。事実「選

抜会議」政府はこれを巧みに行ってた。すでに16世紀ロシアの客観的な発展がそれを克服する方向にむかっていた。暴力的な手段は不要であった。しかも当時のツァーリ政府は急進的中央集権化政策を行うための諸手段（機関）を備えていなかった。中央と地方とを問わず官僚制は未発達であった。ロシアは旧体制の代表者たちの助力をまだ必要としていた。それを無視して中央集権化を強行しようとするれば、テロルしか残されていなかった。だがそれは国家にとって、また国民にとって苦難以外の何ものも意味しないであろう。オプリーチニナはその意味で「進歩的」政策ではありえなかった。これが著者の結論である。

6

以上に本書の主要な内容は示したと思う。本書にはさらに二つの章がある。だが第六章は基本的にはそれまでの諸章の補論であるし、第五章も、土地をめぐる係争と裁判に焦点をあて、土地所有者階級の世界を具体的に描こうとした極めて興味深い章ではあるが、本書全体のなかでは言わば付論とみなしうるので、ここでは紹介を省略することも許されるであろう。

本書の主張自体はここで要約する必要はあるまい。貴族対士族という構図を現実ではなく神話だとする(218)著者の立場は明らかである。

本書の最大の価値は何よりも、15～16世紀ロシアの複雑な歴史的現実を出来るだけ正確にとらえることを目指して、その前提としてこれまでのいささか安易なシェーマを正面から、根底的に批判しようとしていること自体にある。著者の批判や主張が受けいられるものであるかどうかはともかくとして、久しく前から叫ばれていた「16世紀政治史の再検討」をこのような形で行ったことは大変に意義深いと思う。

ところで上のシェーマは統一国家の形成から中央集権化にいたる過程全体の説明をねらったものであったから、批判も勢いこの間の経過全体を念頭においたものにならざるをえない。従って本書は15～16世紀政治史上の諸問題全般にわたる包括的な研究となっており、数々の興味深い見解や仮説を含んでいる。

本書のなかで最も独創性に富むのは第二章と第三章であるが、なかでも注目

されるのは、第二章で著者がモスクワ支配下に入った諸公の運命の問題をとりあげ、彼らが必ずしも中央集権化に敵対したわけではなかったことを主張した点である。もとより著者がこれを十分に行ったというわけではない。結論が吟味されなければならないのはもちろんだが、個々の公国の内部事情にまで立入ったより本格的な考察が要請されるだろうし、諸公のみならず、その家臣（貴族からより下級の身分にいたる）の動向なども探る必要があるだろう。だが1960年に中央集権国家の形成に関する大著を著した Л. В. Челепунин が、その叙述を1480年代で終えていたことを思うとき³⁰⁾、著者はここで重要な一步をふみ出したと言えることができよう³¹⁾。

これに劣らず重要なのは封地制度の成立をめぐる諸問題の検討（第三章）である。封地制度の成立をめぐるのはこれまでも多くの研究が発表されている³²⁾。だが16世紀中葉までの封地に関しては、研究は主にノヴゴロド地方を対象として行われてきた。これにたいし著者は何よりも中部ロシアに焦点を合わせ、ヴォッチナとの相違の問題をはじめとする諸問題について独特な解釈をほどこした。とくに重要なのは以下の諸点である。すなわち封地はそもそもの初めから世襲

30) Л. В. Черепнин, Образование Русского централизованного государства в XIV-XV вв. М., 1960.

31) この方向での研究はすでにジミン、Б. Н. フロリヤ、В. С. シュリギンらによっても推し進められている。もちろん十分ではないのだが。とくにジミンの研究が重要である。たとえば А. А. Зимин, Феодальная знать Тверского и Рязанского великих княжеств и московское боярство конца XV-первой трети XVI в. 《История СССР》, 1973, №. 3. стр. 124-142; его же, Служилые князья в Русском государстве конца XV-первой трети XVI в., в кн.: Дворянство и крепостной строй России. стр. 28-56; его же, Суздальские и ростовские князья во второй половине XV-первой трети XVI в. в: 《Вспомогательные исторические дисциплины》 т. 7, (1976). стр. 56-69; его же, Княжеская знать и формирование состава Боярской думы во второй половине XV-первой трети XVI в. в: 《Исторические Записки》 □ (1979). стр. 195-241.

32) 比較的最近この問題に取り組んだ研究者だけでも、А. А. ジミン、Г. В. アブラモヴィチ、Ю. Г. アレクセーエフ、А. И. コーパニェフ、А. М. サーハロフ、А. Я. デクチャレフ、И. И. ソコロヴァ、Е. П. ママートヴァ、Е. А. キーセレフ、Н. К. フォーミン、В. И. クズネツォフ等があげられる。我が国でも浅野明氏が、ノヴゴロド地方の「知行地制」の研究に取り組んでおられる。

されていたとする点、封地保有者 **помещик** とは元来新しい地に封じられた者、すなわち他地方出身の勤務人をさす語であったとする点、封地制度の出現を修道院の所領獲得活動と結びつけて説明する点、さらには封地保有者の大部分が諸公、門閥貴族層であった点である。著者はこのような観察に基づいて、封地制度の歴史的意味を「古くからの封建家門への土地の保障」にあったと考えたのであった。

これとの関連で著者がいわゆる士族層の支配階級への本格的参入を通説より非常に遅い時期においていることにも注目しておきたい。通常モスクワ君主は早い時期から士族層に依拠しつつ諸公門閥貴族層と対決したと考えられているが、著者によれば新しい社会層としての士族層が封地保有者の主流を占めるようになるのは16世紀後半、とくに最後の四半世紀であり、それまでは諸公・門閥貴族層が依然として勢力をふるい、政府もそれを考慮にいれざるをえなかった、という。その際注意しなければならないのは、このように長期にわたって勢力を保持した諸公・門閥貴族が反中央集権的であったのではなかったことである。諸公はあくまでもモスクワ君主の支配権を認めた上で、つまりモスクワ国家の枠組のなかで、それなりの特権を求め、モスクワ君主の側もそれを考慮した、と著者は考えている。

その他にも西欧貴族とロシア貴族との比較(46~47)、1551年5月11日の布告や1550年法典第85条の解釈(68-83, 196-198)、通説の背後にある **Н. П. Павлов-Ширванский** のロシア貴族観への批判(203-206)、**Колумレーニエ** 制廃止の意味づけ(212-214)等々に興味深い見解が数多くみられる。さらに **A. A. ジミーン** の **Опрієчєніна** 観を厳しく批判した **P. Г. Скулїн-Нїкоф** に対する著者の批判(145-147, 150-156など)も重要である。ジミーン自身が正面きって反論しなかったのみならず、**Скулїн-Нїкоф** にたいする本格的な批判がこれまでほとんどみられなかったからである³³⁾。

33) ジミーンはもちろん、その **Опрієчєніна** 研究(前掲注7)で **Скулїн-Нїкоф** を批判していないわけではない。(たとえば **стр. 112, 162, 341** など)。だが **Скулїн-Нїкоф** の二著(前掲注29)刊行後、これを本格的に批判しているのは、**A. Л. Хорошкевич** との共著 **Россия времени Ивана Грозного, М., 1982, стр. 107-**

最後に、著者は序論を中心にして史料や用語の解説を行い、また史料批判やあいまいな用語の検討を行って、本書の価値を高めている。とくに中世における偽作文書の問題（19—23, 190—192）、*введенные бояре* をめぐる問題の検討（168—175）は興味深い。

以上本書が興味深くかつ大変に貴重な研究であることは疑いがない。だが問題がないわけではない。何よりも本書は、これまでに激しい論争の対象となってきた諸問題を総括的に扱っている。著者の立場は多くの場合反通説的である。それゆえ当然多数の反批判が予想される。著者が自己の立場を論証しようと努めていることは言うまでもない。だが多くの点で十分でないことも事実である。著者自身が認めているように（114, 121, 143など）、本書は多くの仮説を含んでおり、また高度に論争的である。それは半ば実証研究であるが、半ば史学史研究でもある（とくに第一、第四章）。方法論も含めて著者の見解の多くは今後さらに煮詰められて行く必要がある。ここでは本書の抱える問題点（そのいくつかはすでに注において指摘しておいた）をとくに考察の対象とすることはできない。以下に主な点を指摘するにとどめておこう。

まず最初は第一章で、北東ルーシにおける貴族領の成立をもっぱら「上から」の道で説明しようとしている点である。著者はここから北東ルーシ貴族の力が弱かったという結論をひき出したが、はたしてそう簡単に言い切れるだろうか。著者は「下から」の道の例は史料的に裏づけられないという。だがそのことが「下から」の所領形成が行われなかったことをさすわけではあるまい。「下から」の道はおそらく史料に残りにくかった。しかも北東ルーシ諸公国が発展を始めた12—13世紀には、自然経済的条件下で、所領は、著者も認めている如く、「副次的経済」手段でしかなかった。それゆえ所領の「上から」の下賜それ自

110. などではない。それ以外には C. M. Каштанов のコメント (*История СССР*. 1967. №. 5. стр. 168—169)が目立つにすぎない。外国ではアメリカの D. C. Waugh (*Kritika*, Vol. IV, No. 1. 1967, p. 17—25)とポーランドの Z. Wójcik, (*Kwartalnik Historyczny*, R. LXXXII; z. 2, 1975. S. 378—382)が論評している。両者ともにスクルィンニコフの研究のかかえる問題点を適切に指摘している。

体は、著者が言うほどに決定的ではなかった。重要なのはむしろ農業を初めとする経済発展全般の未発達であった。それが貴族階級の成長を妨げ、結果的に公権力の相対的強化をよびおこしたと考えるべきであるように思う。

次に著者は第二章でモスクワ支配下に入った諸公が一定の特権と勢力を保持しながらも中央集権化に敵対しなかったことを説いたが、その際諸公が何らかの団体を形づくっていたことを随所で暗示した。たとえば княжеские корпорации (70, 79, 118 など), княжеская община (77), служило-землеладельческие корпорации (89), корпорации служилых князей (157), территориально военно-служилые корпорации (198) などである。これらは一つを除いていずれも複数形で用いられており、諸公が一つの身分組織を形成していたわけではないことを明らかにした点では、著者は正しい。だがこれらの団体が何であるかについては著者はほとんど説明しない。筆者の理解する限り、これらは諸公家を一単位とする単なる血縁的団体にすぎないようだが³⁴⁾、だとすれば団体という語は大いに誤解を招く。各家門が（時には同一家門内の個々の貴族も）孤立し、場合によっては互いに争ったことがむしろ諸公の力を弱めたのであった。

封地とヴォッチナの関係をめぐる著者の極めて独創的な見解も様々な点で問題となるであろう。たとえば著者は封地制度の成立を修道院所領の拡大傾向とのみ関連させているが、それははたして正しいのだろうか。モスクワ君主は封地を授与した場合に、忠実な勤務を期待しなかったのだろうか。ヴォッチナ所有者が勤務していたのが事実だとしても、それはいつからで、その勤務は絶対的な義務であったのだろうか。また勤務の質と量に違いはなかったのだろうか。これらは、単なる疑問にすぎないが、いずれにしても著者はこのような点に立入って論じてはいない。

最後に著者のオブリーチナ論も問題なしとしない。何よりも問題となるの

34) 確かに著者は **стр. 79** で単なる血縁団体ではなく、地理的なものでもあることを主張するが (**территориально-генеалогические корпорации**)、それもある地域の諸公全員 (家門にかかわらず) を含む団体ではなく、あくまでも各家門ごとの団体 (**генеалогические !!**) にすぎない。

は、著者はオプリーチニナ以前の政治・経済的発展の客観的条件から判断して、オプリーチニナの目的が反諸公・貴族闘争ではなかったことを説いたのだが、ここではオプリーチニナの創設者（イヴァン雷帝）の意向がほとんどまったく無視されている。客観的情勢はどうあれ、イヴァンは諸公・貴族を敵とみた、ということもありうるのである。他方、彼自身はオプリーチニナが反分領制的であったと考えているが、はたしてこれは反諸公・貴族的とどれほどちがうのだろうか。実は彼はこの点ではジミーンの説をついでいるのだが、ジミーンはオプリーチニナが諸公・貴族一般を敵としたものではなかったことを説く一方、真の敵をスタリツキー公、教会、ノヴゴロドと限定していたのであった。また著者はオプリーチニナがある意味では不適切な政策であったことを説いたのだが、他方で「選抜会議」の政策を理想化している側面もあるように思える。

著者のスクルィニコフの批判も必ずしも説得的ではない。彼は1565年カザン流刑に関してスクルィニコフを批判したが、その批判自体は正しいとしてもカザン流刑がもった意味は消えないように思う。またスーズダリ諸公に分離主義的傾向のなかったことを説くが、彼らが大きな勢力を誇っていたこと自体は否定できない。

以上いくつかの疑問点を述べてみた。だがそれらは本書にも問題点がないわけではないことを意味するにすぎない。本書の公刊を契機に15—16世紀政治史研究の活性化が期待されるところである。